

2027 年国際園芸博覧会群馬県屋内出展展示企画・設計業務委託 企画提案要領

1 趣旨

群馬県（以下「県」という。）は、令和9年に神奈川県横浜市で開催される「2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）」において、県産花き及び本県の自然、文化、観光等の魅力を国内外に発信し、県産花きの需要拡大及び本県への観光誘客を図るため、屋内展示を行う。本要領は、当該屋内展示の企画・設計業務委託について、企画提案を募集し、総合的な審査により優先交渉者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

（1）業務名

2027 年国際園芸博覧会群馬県屋内出展展示企画・設計業務委託

（2）業務内容

別添「仕様書」のとおり。

（3）対象業務の範囲

企画提案書を基に県と協議し、群馬県屋内展示の企画、空間・花き・造作等のデザイン及び実施設計書作成に必要な設計業務を行う。なお、本業務には、令和9年度に実施する展示の施工・設営、展示期間中の維持管理及び撤去は含まない。また、本業務の受託者又は提案内容が、後続業務の受注資格、優先交渉権その他の権利を当然に付与するものではない。

（4）委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

（5）契約上限額

1,089,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本業務に関する企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とする。

- （1）法人その他の団体であること（法人格の有無は問わない。）。
- （2）本業務を遂行するにあたり、県との協議・調整に迅速に対応できること。
- （3）委託業務について十分な業務執行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （5）破産宣告を受け、復権していない者に該当しないこと。
- （6）銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （8）国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- （9）群馬県の指名停止処分を受けている場合、その期間中でないこと。
- （10）暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 プロポーザルの手続等

（1）スケジュール

ア 参加申込期限	令和8年10月8日（木）午後5時 必着
イ 質問受付期限	同 上

- ウ 企画提案書等提出期限 令和8年10月22日（木）午後5時 必着
エ 審査 令和8年10月26日（月）～28日（水）
オ 審査結果通知 令和8年11月上旬予定

(2) 事前説明会

本公募に係る事前説明会は開催しないものとする。

(3) 参加申込

ア 提出期限

令和8年10月8日（木）午後5時 必着

イ 提出書類

- a 参加申込書（様式1）
- b 誓約書（様式4（群馬県暴力団排除条例第7条関係））
- c 履歴事項全部証明書（スキャンデータ。3か月以内に発行されたものであること。）

※b及びcについて、群馬県の「令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿」登載者は、その提出を不要とする。

ウ 提出方法

電子メールにより、件名を「2027年国際園芸博覧会群馬県屋内出展展示企画・設計業務委託 参加申込」として提出書類を添付のうえ送信し、電話(027-226-3126)にて受信確認をすること。データのサイズが7MBを超える場合は、県のファイル共有システムによる提出方法を案内するため、事前に連絡すること。なお、zipファイルの受領は不可。

エ 提出先

yasaikakika@pref.guma.lg.jp

オ 参加資格の確認

県は、参加申込書類を確認し、参加資格を満たす者に対しては、（公社）2027年国際園芸博覧会協会が提示する実施設計書の作成に係る資料を電子メールにより送付する。

なお、参加資格を満たさない者には、その旨を電子メールにより通知する。

(4) 質問受付

ア 受付期限

令和8年10月8日（木）午後5時 必着

イ 質問方法

参加申込者からの質問を電子メールにより受け付ける。件名を「2027年国際園芸博覧会群馬県屋内出展展示企画・設計業務委託に関する質問」として質問書（様式2）を添付のうえ送信し、電話(027-226-3126)にて受信確認をすること。

ウ 提出先

4（3）エ記載のとおり。

エ 回答方法

質問受付日から原則2日以内（土・日曜日・祝日を除く）に質問内容とその回答を、すべての参加申込者へ電子メールにて提供する（競争上の公平性を保つことができない質問を除く。事業者名は公表しない。）。

回答及び回答に伴う要領・仕様書の訂正又は追加は、本要領及び仕様書の一部として扱う。

回答内容が提案作成に重大な影響を与える場合、県は企画提案書の提出期限を延長することがある。

(5) 企画提案書等提出

ア 提出期限

令和8年10月22日（木）午後5時 必着

イ 提出書類

- a 企画提案書表紙（様式3）

- b 企画提案書本体（様式任意。A 4 判横、25 ページ以内）
 - ・展示コンセプト及びその設定の考え方（1 案以上）
 - ・展示ブースのイメージパース、平面図その他レイアウトイメージ（1 案以上）
 - ・施工、維持管理及び撤去を含む実現性の考え方並びにこれらに係る概算費用
 - ・業務実施体制及び類似業務の実績
 - ・実施設計書作成までの工程及びスケジュール
- c 見積書（任意様式）
 - ・本業務（企画・設計業務）の実施に必要な経費の内訳を記載すること。
 - ・宛名は、「群馬県知事 山本一太」とすること。
 - ・見積書の内訳には、各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。
- d 会社案内パンフレット等、提案者の概要が分かる資料

ウ 提出方法

電子メールにより、件名を「2027 年国際園芸博覧会群馬県屋内出展展示企画・設計業務委託 企画提案」として提出書類を添付のうえ送信し、電話 (027-226-3126) にて受信確認をすること。提出ファイルは PDF 形式とし、企画提案書本体のファイル名は「企画提案書（事業者名）」とする。

データのサイズが 7MB を超える場合は、県のファイル共有システムによる提出方法を案内するため、事前に連絡すること。なお、zip ファイルの受領は不可。

エ 提出先

4（3）エ記載のとおり

（6）プロポーザル参加に関する注意事項

ア 失格事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- a この要領に定めた参加資格・要件を満たさなくなったとき
- b 提出書類に虚偽の記載又は重大な誤りがあるとき
- c 提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
- d 見積金額が契約上限額を超えるとき
- e 他の提案者と提案内容又は見積内容について不正な協議を行ったと認められるとき
- f 審査員又は県職員に対し、不当な接触又は働きかけを行ったとき
- g その他、本プロポーザルの公正な執行を害したと県が認めるとき

イ 費用負担

企画提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。

ウ 辞退

企画提案書等の提出後に企画提案を取りやめる場合は、県に速やかに連絡するとともに、その旨を書面にて提出すること。

エ 差替

県が指示した場合を除き、提出期限後、提出書類の差替又は再提出は認めない。

オ 提出書類の取扱い

企画提案書等は、審査に必要な範囲で複製することがある。なお、提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

カ 情報公開

提出書類は、群馬県情報公開条例（平成 12 年 6 月 14 日群馬県条例第 83 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

5 審査及び優先交渉者の選定方法

（1）審査方法

審査会において、提出された企画提案書等を基に書面審査を行う。審査は、各審査員が次項の審査項目により100点満点で採点し、その合計点が最も高い提案者を優先交渉者として決定する。同点の場合は、「企画・コンセプト」及び「展示デザイン」の合計得点が高い者を上位とする。これによっても同点の場合は、審査会の協議により順位を決定する。提案者が1者の場合は、審査員の平均点が満点の6割以上であった場合には、優先交渉者とする。

なお、審査会では、提案者からのプレゼンテーションは実施しない。

(2) 審査項目

審査項目、配点及び審査基準は、次のとおりとする。

審査項目	配点	審査基準
企画・コンセプト	25点	・業務の趣旨・目的を達成するための考え方が整理されているか。 ・仕様書の業務内容に沿い、博覧会のテーマ、週テーマ、群馬県らしさ及び県産花きの魅力を踏まえた提案となっているか。
展示デザイン	25点	・15㎡の空間を効果的に活用しているか。 ・来場者の関心を惹きつける魅力的なデザインになっているか。
設計・実現性	20点	・提案されたデザインは、具体的な内容であり、実現性は高いか。 ・施工、花材の調達、展示期間中の維持管理及び撤去等を考慮しているか。 ・調整が困難と予想される事項が含まれていないか。
実施体制・業務実績	15点	・業務を円滑に実施・運営できる十分な体制が整っているか。 ・日常的な打合せや相談等の窓口は集約され、明確か。 ・委託する業務を実行するのに足る信用度や実力を持った事業者であるか。 ・類似業務の実施経験はあるか。
工程・スケジュール	15点	・スケジュールは、提出時期を見据えて具体的かつ現実的で無理はないか。

(3) 審査会の実施

令和8年10月26日（月）～28日（水）に実施予定

(4) 審査結果

令和8年11月上旬を目途に、全ての提案者に対し、選定又は非選定の結果を書面にて通知する。

なお、電話等による問合せには応じない。

6 委託契約の締結

(1) 採用された企画提案に基づき、業務内容を調整の上、再度見積書を提出いただき、契約締結とする。

(2) 企画提案内容がそのまま契約内容となるのではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との協議・交渉で決定する。

(3) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合に、次点とされた者と交渉する場合がある。

(4) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。

7 問い合わせ先

(1) 名 称 群馬県 農政部 野菜花き課 花き係

(2) 所在地 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

(3) 連絡先 電話 027-226-3126（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後4時30分まで）

Eメール yasaikakika@pref.gunma.lg.jp